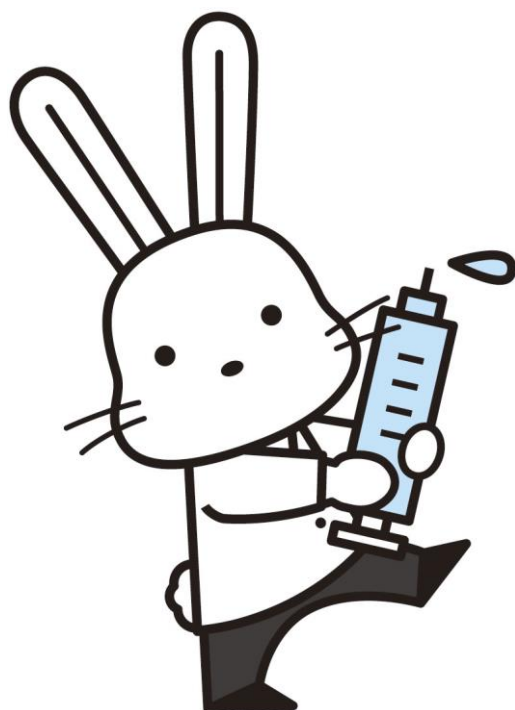


福島市健康管理実施計画

〈第3版〉

平成28年3月



福島市

改訂の履歴

年 月 日	内 容	備 考
平成23年12月	福島市健康管理実施計画の策定	
平成26年 6月	実施計画改訂（第2版）	
平成28年 3月	実施計画改訂（第3版）	

目 次

	ページ
第1 経過	1
第2 実施計画	1
1 現状と課題	1
2 基本方針	2
3 目標	2
4 計画期間	2
5 健康管理事業の概要（具体的取り組み）	2
(1) 福島市健康管理検討委員会	2
① 設置目的	2
② 組織等	3
(2) 内部被ばく検査	3
① 目的	3
② 対象者	3
③ 実施機関等	3
④ 測定結果の取扱い等	3
(3) 外部被ばく検査	4
① 目的	4
ア 個人線量計（ガラスバッジ）による検査事業	4
(ア) 対象者	4
(イ) 実施方法	4
(ウ) 測定結果の取扱い等	4
イ 電子式積算線量計貸出し事業	4
(ア) 対象者	4
(イ) 実施方法	4
(ウ) 測定結果等	5
ウ 小型軽量積算線量計貸出し事業	5
(ア) 対象者	5
(イ) 実施方法	5
(ウ) 測定結果等	5
(4) 健康診査等による生涯にわたる健康づくり	5
① 目的	5
② 対象者及び実施方法	5
③ 検査結果等	6
(5) 放射線健康管理情報のデータベース化	6
① 目的	6

② データベース化する項目	6
(6) 情報提供及び健康相談	7
① 目的	7
② 実施内容	7
6 食の安全に関わる本市独自の検査事業	7
(1) 目的	7
(2) 各種検査事業	7
7 「県民健康調査」と本市の役割	8
(1) 基本調査（放射線量の把握）	8
① 目的	8
② 対象者	8
③ 内容	8
(2) 詳細調査（健康状態の把握）	8
① 甲状腺検査	8
② 健康診査	9
③ こころの健康度・生活習慣に関する調査	9
④ 妊産婦に関する調査	10
8 放射線健康管理のイメージ	11

福島市健康管理実施計画

第1 経 過

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故から5年が経過しました。

この事故で放出されたのは、多くは放射性ヨウ素131及び放射性セシウム134とセシウム137とされています。

放射性ヨウ素131の半減期は8日であるのに対し、セシウム134の半減期は2年、セシウム137については30年と長いため、長期にわたり放射線にさらされることとなりました。

このような中であって、本市では、放射線の被害から市民の健康を守り、速やかな復興と災害に強いまちづくりを、中長期的かつ総合的に推進するため、「福島市復興計画」並びに、「ふるさと除染実施計画」を策定しました。

特に健康管理については、平成23年10月に原子力災害に対応した健康管理施策を担う部署として「放射線健康管理室」を新設し、同年12月には「福島市復興計画」の実施計画として「福島市健康管理実施計画（以下、「本実施計画」という。）」を策定しました。

これまで、平成23年9月にガラスバッジによる外部被ばく線量の測定を、11月からはホールボディカウンタによる内部被ばく検査を開始し、その後に電子式・小型軽量積算線量計を配備するとともに、平成28年2月には東北大学と6か月以上2歳未満の乳幼児を対象とした小児用ホールボディカウンタを共同開発するなど測定機器の整備と体制の強化を図り、また、放射線を理解するためのハンドブックを市民に配布したところです。

初版から3年が経過した平成26年6月には状況の変化と「ふくしまし健康づくりプラン2013」との整合を図るため第2版を策定しましたが、この度平成28年2月に福島市総合計画後期基本計画の策定を受け再び改訂をおこなうこととしました。

第2 実施計画

1 現状と課題

平成27年3月に本市が実施した「全市放射線量測定」の結果によれば、測定した920区画の「環境放射線量」測定値の平均と、平成23年6月に実施した測定値の平均を比較すると、低減率は76.7%となっております。これは、「除染」「放射能の物理的な減衰」及び降雨などによる「ウェザリング効果」によるものと考えられます。

これまでの科学的知見からは、本市の空間線量率による明らかな健康への影響は見えない程度のものであるものの、原子力や放射線に関する知識がほとんど無い状況で事故が起こったことや、当初には、健康影響への情報の混乱などもあり、平成24年と平成26年5月に実施した市民アンケートからは、減少傾向は見受けられる

ものの市民の不安の払拭には至っておりません。

このような状況を踏まえ、今後も内部・外部被ばく検査等により個人の被ばく線量把握に努めるとともに、これらの検査結果をデータベース化し、市民の健康管理に活かしていくこと等により、本市が置かれている状況を明らかにして不安の軽減に努めていくことが必要です。

市民の健康をひろく守るという観点にたつて、市民一人ひとりに誠実に対処することが重要な課題となっています。

2 基本方針

「ふくしまし健康づくりプラン2013」に基づき、以下の基本方針により、
こころとからだの健康増進を図ります。

- (1) 内部被ばく検査及び外部被ばく検査により、個人の被ばく線量の把握及び評価を行います。
- (2) 健康診査等を踏まえながら、生涯にわたる多面的な健康づくりに取り組みます。
- (3) 放射線の健康影響に関する正確な知識、線量計測と評価に関する新しい情報などを提供し、不安を持つ市民の健康相談に積極的に応じ、不安の軽減及び健康増進を図ります。
- (4) 「県民健康調査」と連携し、経年的かつ総合的な相談・指導を行うなど、市民の将来にわたる健康管理を目的としてデータベース化を進めます。

3 目標

原子力災害のもとで市民一人ひとりが放射線について正確な知識を持ち、健康管理などを通じて不安の軽減を図り、また生活習慣を整え、行政としても市民自らが健やかなこころとからだづくりができることをともに目指します。

4 計画期間

平成32年度までを計画期間としますが、緊急性や重要性などを勘案しながら、国・県の動向や状況の変化などにも柔軟に対応します。

5 健康管理事業の概要（具体的取り組み）

(1) 福島市健康管理検討委員会

① 設置目的

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による汚染を踏まえ、放射線被害から市民の健康を守り、かつ市民とともに健康

不安の軽減にあたることを目的として、本市が行う放射線に関する検査、健康診査その他放射線と健康管理に関する市の施策全般について、専門的見地から広く提言等を得るため、平成23年10月17日、当委員会を設置しました。

② 組織等

委員会は、委員8名以内で組織することとし、福島市放射能対策アドバイザー1名、福島市医師会の推薦による医師3名、学識経験者1名と本市職員3名で構成しています。

(2) 内部被ばく検査

① 目的

市民一人ひとりの、内部被ばく線量の把握と評価を行い、市民の健康管理及び健康不安の軽減を目的として、ホールボディカウンタ(WBC)による内部被ばく検査を実施します。

② 対象者

- ア 平成23年3月12日現在の福島市民
(初回の検査については転出者を含む。)
- イ 新たに転入した者(平成23年3月13日以降に転入した者)
- ウ 新たに出生した者(平成23年3月13日以降に出生した者)
- エ 本市に住民登録のない居住者

③ 実施機関等

ア 移動式ホールボディカウンタでの検査

- ・市所有車載型(2台)
- ・県派遣車載型

イ 病院又は公益法人等で設置するホールボディカウンタでの検査

(ア) 検査業務委託

病院又は公益法人等が導入し、福島市内部被ばく検査実施要綱及び要領に条件が一致する場合は、積極的に業務委託を進め対応します。

- ・福島県労働保健センター
- ・福島赤十字病院
- ・あづま脳神経外科病院
- ・医療生協わたり病院
- ・済生会春日診療所(川俣町)

(イ) 協定書締結

- ・震災復興支援放射能対策研究所(ひらた中央病院・平田村)

④ 測定結果の取扱い等

- ア 測定結果については、福島市健康管理検討委員会の評価を得たのち、本人

に通知します。

イ 検査結果によって検出限界を超える数値が出た場合は、希望により再検査を受けることができることとします。

ウ 個別対応が必要な方に対しては、保健師等が直接面接を行うとともに、福島市健康管理検討委員会に諮り対応を協議します。

エ 今後の検査については、福島市健康管理検討委員会に諮り必要に応じて継続します。

オ 検査の進捗状況及び結果を、ホームページや市政だよりなどで公表します。

(3) 外部被ばく検査

① 目的

市民一人ひとりの、現在の外部被ばく線量の把握と評価を行い、市民の健康管理、及び健康不安の軽減を目的として、個人線量計（ガラスバッジ）による検査事業や電子式積算線量計の貸出し事業を実施します。

ア 個人線量計（ガラスバッジ）による検査事業

(ア) 対象者

原則として福島市内に住民票を有する者

(イ) 実施方法

個人線量計（ガラスバッジ）は、本来1年間着用し年間の積算線量を測定するものですが、本市では着用する方のストレス等を考慮し、短期間で1年間を推定できるより効果的な期間として3か月の測定期間とします。

(ウ) 測定結果の取扱い等

- a 測定結果については、福島市健康管理検討委員会の評価を得たのち、本人に通知します。
- b 個別対応が必要な方に対しては、保健師等が直接面接を行うとともに、福島市健康管理検討委員会に諮り対応を協議します。
- c 今後の検査については、福島市健康管理検討委員会に諮り必要に応じて継続します。
- d 検査結果をホームページや市政だよりなどで公表します。

イ 電子式積算線量計貸出し事業

(ア) 対象者

本市に居住する16歳以上の者

(イ) 実施方法

放射線健康管理課並びに各支所・出張所に電子式積算線量計を配置し、希望者に貸し出します。

貸出し期間は1週間を基本としますが、希望により延長も可とします。

(ウ) 測定結果等

個別対応が必要な方に対しては、医師等が直接面接を行うとともに、福島市健康管理検討委員会に諮り対応を協議します。

ウ 小型軽量積算線量計貸出し事業

(ア) 対象者

保健師が、積算線量計での測定を必要とすると認めた方に貸し出します。

(イ) 実施方法

放射線健康管理課に小型軽量電子式積算線量計を配置し、対象者に貸し出します。

貸出し期間は最低2週間を基本とし、借受者と相談のうえ1週間単位で保健師が定めます。

(ウ) 測定結果等

個別対応が必要な方に対しては、医師等が直接面接を行うとともに、福島市健康管理検討委員会に諮り対応を協議します。

(4) 健康診査等による生涯にわたる健康づくり

① 目的

「ふくしまし健康づくりプラン2013」に基づき、市民が生涯にわたって健康で安心して暮らせるよう、健康診査等を活用し、市民の健康づくりを進めます。

② 対象者及び実施方法

ア 母子保健法による乳幼児健康診査

心身の発育・発達を確認し、疾病の早期発見に努めるとともに子育て支援を図ります。

- ・ 4か月児健康診査
- ・ 10か月児健康診査
- ・ 1歳6か月児健康診査
- ・ 3歳6か月児健康診査

イ 学校保健安全法による健康診断

発達や健康状態を確認し、疾病の早期発見・早期治療に結び付けます。

- ・ 内科・歯科・眼科：全員
- ・ 耳鼻科健診：小学1年・小学3年・中学1年・高校生
- ・ 心電図検査：小学1年・小学4年・中学1年・特別支援全員・高校1年
- ・ 尿検査：全員
(蛋白・糖・潜血)

ウ 健康増進法による市民検診

市民検診等を活用して、生活習慣病の予防に努め、疾病の早期発見・早期治療に結びつけます。

- ・特定健診（国保・各医療保険者による健診）
- ・後期高齢者健診
- ・がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺）
- ・その他の健診（骨粗しょう症・肝炎ウイルス・歯と歯ぐき）

エ 一般健康診査対象者の拡大（県が実施）

県の県民健康調査の一環として、19歳～39歳（健診機会のない16歳～18歳のうち申出のあった者を含む）を対象に、生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療のために、健康診査を実施します。

- ・一般健康診査項目（問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査）
- ・本市独自追加項目（貧血検査・白血球数、血小板数、白血球分画検査・血清クレアチニン検査）

③ 検査結果等

検査結果は、本人に通知するとともに、検査の内容については、必要に応じて福島市健康管理検討委員会において協議します。

(5) 放射線健康管理情報のデータベース化

① 目的

長期的、総合的な市民の健康管理を行うため、内部・外部被ばく検査等の検査結果を管理できるデータベースを構築します。

② データベース化する項目

ア 本市実施分

- ・ホールボディカウンタよる内部被ばく検査結果
- ・ガラスバッジによる外部被ばく線量測定結果
- ・電子式積算線量計による外部被ばく線量測定結果
- ・各種検査結果に対する相談記録

イ 福島県実施分（県民健康調査）

(ア) 基本調査（評価期間、推定外部被ばく量、詳細・簡易調査の別）結果

(イ) 詳細調査

- ・甲状腺検査（検査日時と場所、判定結果（A1・A2・B・C）、結節・のう胞の大きさ、二次検査結果）結果
- ・健康診査結果（既存健診の受診機会のない市民）
- ・こころの健康度・生活習慣に関する調査結果
- ・妊産婦に関する調査結果

(6) 情報提供及び健康相談

① 目的

健康不安の軽減と、生涯にわたる健康づくりについての意識を高めるため、放射線や生活習慣病に関する正しい情報の提供、及び健康相談を実施します。

② 実施内容

ア 広報

- ・ 市政だよりの活用
- ・ 市ホームページの活用
- ・ ソーシャルネットワークサービスの活用
- ・ マスメディアの活用
- ・ パネル・ポスター展示
- ・ その他

イ 放射線を理解するためのハンドブックを作成し配布

ウ 放射線と市民の健康講座

- ・ 市民の放射線に関する正しい知識の普及
- ・ 市民の放射線に対する健康不安に関する相談（相談専門員を配置）

エ こころの健康に関する事業

- ・ 4 か月、1 歳 6 か月、3 歳 6 か月児健康診査時の臨床心理士による個別相談
- ・ 地域における座談会、学習会及び個別相談
- ・ 出産、子育てに関する講演会及び個別相談

オ 生活習慣改善に関する事業

- ・ ライフステージに合わせた健康増進に関する講座
- ・ 健康相談会
- ・ 各種団体依頼の健康講座

6 食の安全に関わる本市独自の検査事業

(1) 目的

内部被ばくを出来るだけ避けるためには、体内に放射性物質を取り込まないことが重要です。

このことから、本市では食品等に対する様々な検査体制を整えています。

(2) 各種検査事業

- ① 農産物放射性物質測定（福島市地域の恵み安全対策協議会）
- ② 市場に流通する生鮮食料品等の放射性物質測定（福島市公設地方卸売市場）
- ③ すりかみ浄水場の水道水の放射性物質の調査（福島市水道用水供給企業団）
- ④ 福島市保育所給食まるごと検査事業（子ども育成課）
- ⑤ 学校給食まるごと検査事業（教育委員会保健体育課）
- ⑥ 各家庭が持ち込む食品の放射性物質測定（放射線モニタリングセンター）

7 「県民健康調査」と本市の役割

福島県では、原子力災害による放射線の影響を踏まえ、将来にわたる県民の健康を見守るために、平成23年7月から「県民健康調査」を実施しています。

(1) 基本調査（放射線量の把握）

① 目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、空間線量が最も高かった時期の放射線による外部被ばく線量を推計するため、全県民を対象に実施するものです。

② 対象者

平成23年3月11日時点での県内居住者

③ 内容

平成23年3月11日から平成23年7月11日までの期間中、「いつ」「どこに」「どのくらいいたか」などをご記入いただくことにより、外部被ばく線量を推計するものです。

○本市の役割

県と協力し、基本調査の重要性を積極的に広報し、提出率の向上に努めます。

(2) 詳細調査（健康状態の把握）

① 甲状腺検査

ア 目的

チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんがあります。

県では、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、子どもたちの健康を長期的に見守るために、甲状腺(超音波)検査を実施しています。

イ 対象者

福島県民

(ア) 先行検査

平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた者

(平成23年3月11日時点で、概ね0歳から18歳までのもの)

(イ) 本格検査

平成4年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた者

ウ 実施方法

甲状腺検査は、県立医科大学と県内外の医療機関などが連携して実施し、超音波で甲状腺の画像診断を行います。

エ 実施計画

(ア) 先行検査

平成23年10月から平成26年3月末までに、甲状腺(超音波)検査を実施し、甲状腺の状況を把握します。

【放射線の影響が考えにくい時期に行う現状確認のための検査】

(イ) 本格検査

平成26年4月以降は、20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに継続して甲状腺(超音波)検査を行い、長期的に見守っていきます。

○本市の役割

県に協力し、市医師会と連携を図りながら、検査環境の充実に努めます。

② 健康診査

ア 目的

県では、県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなぐことを目的に健康診査を実施しています。

イ 対象者

平成24年度から、既存健診の受診機会のない住民の健康診査を実施しています。

避難区域等の住民及び「基本調査」の結果、必要と認められた方。

○本市の役割

健康診査及びがん検診の受診率向上を目指します。また、県が実施する19歳から39歳の健診に、市独自に血液検査項目を追加し、健診内容の充実に努めます。さらに、受診結果をもとに事後指導を行います。

③ こころの健康度・生活習慣に関する調査

ア 目的

福島県では、震災で困難な状況にある県民のこころやからだの健康度(問題)を正しく把握し、保健・医療・福祉に係る適切なケアを提供するとともに、将来の子どもたちの世代に向けて、自然災害時や緊急時における「こころのケア」のより良いあり方を受け継ぐことを目的に、こころの健康度・生活習慣に関する調査を実施しています。

イ 対象者

基本調査の結果、必要と認められた方

○本市の役割

県と連携しながら、「ふくしまし健康づくりプラン2013」に基づいた支援を行います。

④ 妊産婦に関する調査

ア 目的

福島県では、妊産婦の健康状態等を把握し、健康管理に役立てていただくことを目的に妊産婦に関する調査を実施しています。

イ 対象者

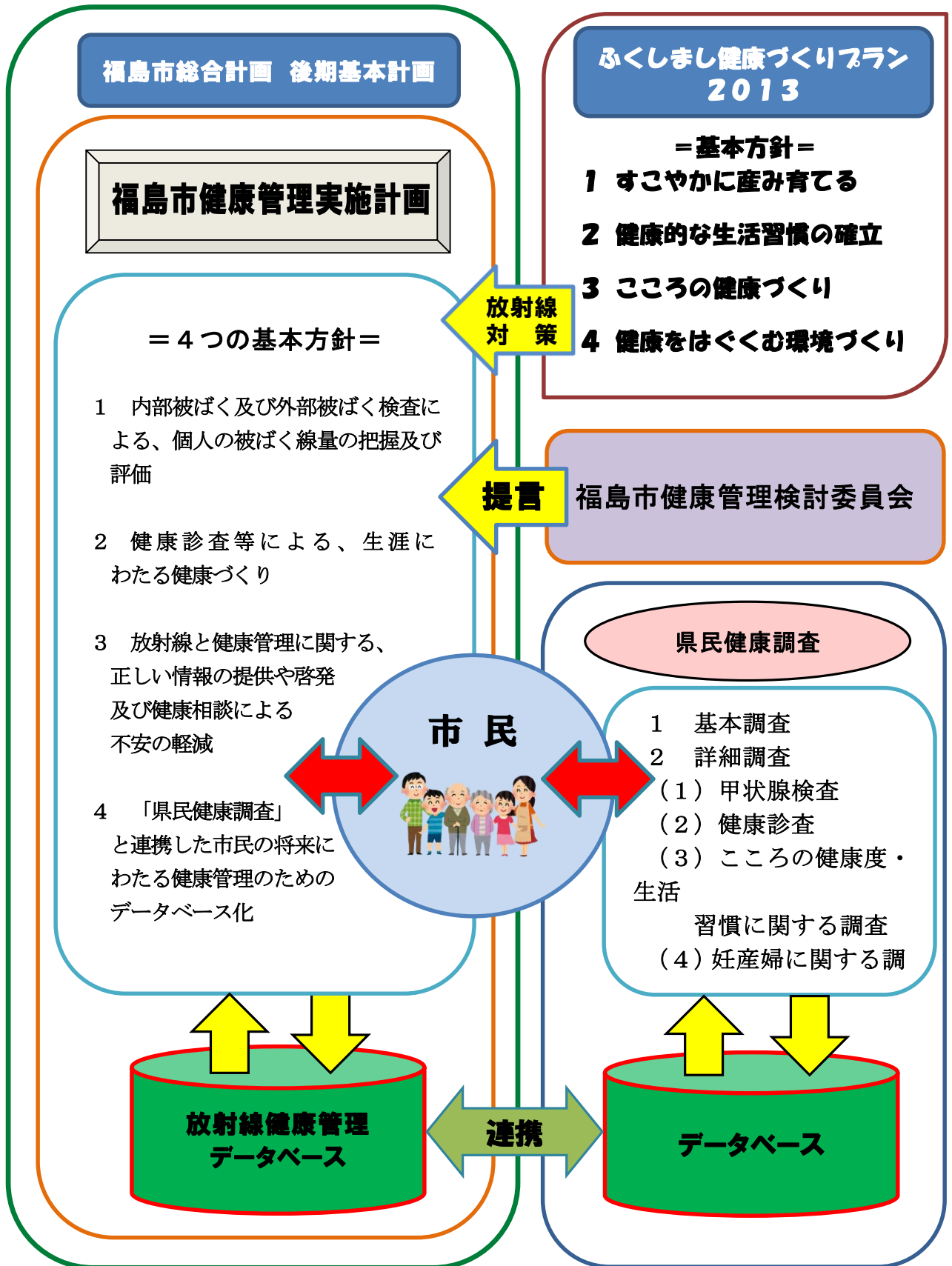
毎年8月1日から翌年7月31日までに、県内各市町村において母子健康手帳を交付された方

上記期間内に県外の市区町村から母子健康手帳を交付された方のうち、県内に転入または滞在して、県内で妊婦健診を受診または分娩した方（いわゆる里帰りをした方）

○本市の役割

県の調査の結果、必要な方には県と連携し、訪問等により相談を継続して行います。

8 放射線健康管理のイメージ



福島市健康管理実施計画

第3版

平成28年3月

作成：福島市健康福祉部 放射線健康管理課
〒960-8002 福島市森合町10番1号
保健福祉センター
発行：福島市